

京都市告示第338号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年11月26日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
桂経36号線	西京区上桂前田町25番地の3地先内	旧	メートル 11.10	6.30 ~ 6.55
		新	11.10	6.31 ~ 8.89
松尾御陵107号線	西京区御陵鳴谷15番地の5地先内	旧	18.70	6.00 ~ 11.00
		新	18.70	6.00 ~ 11.05
久我11号線	伏見区久我森の宮町8番地の219地先から	旧	28.40	4.10 ~ 4.70
	同町8番地の222地先まで	新	28.40	4.40 ~ 6.02

(建設局土木管理部道路明示課)